

V 生活衛生班

1 環境衛生

- (1) 環境衛生営業
- (2) 特定建築物の衛生管理
- (3) 水道に関する事業
- (4) 墓地・埋葬等に関する事業

2 食品衛生

- (1) 食品衛生対策
- (2) 食中毒予防対策
- (3) と畜検査等

3 医事・薬事

- (1) 医 事
- (2) 薬 事

1 環 境 衛 生

(1) 環境衛生営業

環境衛生営業は、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は減少傾向にある。しかし、理容所・美容所では器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場では循環式浴槽のレジオネラ菌に関する指導、クリーニング業では、有機溶媒の取り扱いなどの指導が今後も必要である。住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、南部管内では令和6年3月末日までに275件の住宅が住宅宿泊事業として届出されている。

表1 市町村別環境衛生営業施設数

令和6年3月31日現在

業種別			市町村別	浦 添 市	糸 満 市	豊 見 城 市	南 城 市	西 原 町	与 那 原 町	南 風 原 町	久 米 島 町	八 重 瀬 町	渡 嘉 敷 村	座 間 味 村	栗 国 村	渡 名 喜 村	南 大 東 村	北 大 東 村	合 計
理容所				80	55	53	44	28	15	32	8	25					1	1	342
美容所				257	142	139	68	66	45	75	18	67	1			1	1		880
公衆浴場	普通 浴場	公営																	0
		私営																	0
	その他 浴場	第1号				1													1
		第2号	8	1	4	1	2	1	3	2	4								26
		第3号																	0
		第4号	3	3	2	5	3		3	1	1								21
	合計			11	4	6	7	5	1	6	3	5							48
ホテル・旅館 等	ホテル		5	2	1	2					8	1	1					1	21
		客室数	157	516	168	162					374	52	57					47	1,533
		収容人員	304	1,583	252	625					1,020	104	136					74	4,098
	旅館		12	4	1	3	3	2			8	1	10	19	1		5		69
		客室数	193	84	105	22	42	58			165	8	93	151	16		91		1,028
		収容人員	391	186	353	71	84	120			388	24	274	469	48		175		2,583
	簡易宿所		14	48	10	120		10	3	61	38	27	84	12	8	4	1		440
		客室数	40	141	19	336		21	6	238	93	170	447	67	27	10	22		1,637
		収容人員	113	641	57	1,172		58	13	790	270	649	1,524	185	108	40	56		5,676
	下宿																		0
		客室数																	0
		収容人員																	0
	旅館・ホテル	施設数	25	13	9	91	1	3	1	19	13	8	20	5		1			209
		客室数	280	552	187	166	8	14	36	282	26	35	174	5		14			1,779
		収容人員	972	1,415	644	1,035	16	38	80	1,235	131	113	435	37		28			6,179
	合計		56	67	21	216	4	15	4	96	53	46	123	18	8	10	2		739
		客室数	670	1,293	479	686	50	93	42	1,059	179	355	772	88	27	115	69		5,977
		収容人員	1,780	3,825	1,306	2,903	100	216	93	3,433	529	1,172	2,428	270	108	243	130		18,536
興行場	常設	3			2					1									6
	仮設及び臨時			1															1
	合計	3		1	2					1									7
クリーニング 所	クリーニング所	10	7	6	3	2				2	2	2						1	35
	取次所	170	30	49	13	15	13			23		10	1						324
	無店舗取次店	1									1								2
	合計	181	37	55	16	17	13			25	3	12	1					1	361
特定建築物				27	13	19	5	10	1	9	4	4							92
登録営業所				34	3	8	7	8	1	6		1							68
住宅宿泊事業				50	92	38	48	3	9	10	6	16	1	1	1				275
合計				699	413	340	413	141	100	168	138	183	49	124	19	9	12	4	2,812

(2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が 3,000 m²を超える建築物（学校では 8,000 m²以上）については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では 68 業者が登録している。

表 2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者

令和 6 年 3 月 31 日現在

市町村別		浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計
業種別 特定建築物の届出状況	興行場	2						1									3
	百貨店	1															1
	店舗	6	4	10	2	2	1	6		2							33
	事務所	16	2	5	2	1		2	1	1							30
	学校	1				5											6
	旅館	1	2	2	1				3	1							10
	その他		5	2		2											9
	計	27	13	19	5	10	1	9	4	4	0	0	0	0	0	0	92
建築物環境衛生に係る登録業者	建築物清掃業	5		3	1	1											10
	建築物空気環境測定業					1											1
	建築物飲料水水質検査業	1				1											2
	建築物飲料水貯水槽清掃業	12	2	2	4	3	1	3		1							28
	建築物ねずみ・昆虫防除業	7		1	2	1		1									12
	建築物総合管理業	5		1				1									7
	建築物空調用ダクト清掃業		1														1
	建築物排水管清掃業	4		1		1		1									7
	計	34	3	8	7	8	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	68

（３）水道に関する事業

水道法第３条の規定によると、水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。また、水道事業とは一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で計画給水人口が 100 人を超えるものをいい、そのうち給水人口が 5,000 人以下のものを簡易水道事業という。給水人口が 5,000 人を超える水道は一般に上水道と呼ばれるが、管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が 10 m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年 1 回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成 22 年 4 月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成 23 年 4 月より与那原町、南城市へ、平成 25 年 4 月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に係る事務権限を委譲している。

登録検査機関：

- ・（一財）沖縄県環境科学センター 浦添市経塚 720 tel：098-875-1941
- ・（株）沖縄環境保全研究所 うるま市州崎 7-11 tel：098-934-7020
- ・日東化学工業（株）沖縄支店 那覇市山下町 28-36 tel：098-996-2346

（４）墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われてきた。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成 21 年 4 月から市町村への権限委譲を進めており、平成 25 年 4 月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

2 食品衛生

(1) 食品衛生対策

食品流通の広域化・国際化、食生活の多種多様化の傾向が高まってきたことから、食品衛生法が HACCP に沿った衛生管理の制度化、営業許可業種の見直し、営業届出制度の新設など改正され、令和3年6月1日に本格施行された。

表1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

令和5年度																				
業種		浦 添 市	糸 満 市	豊 見 城 市	南 城 市	西 原 町	与 那 原 町	南 風 原 町	渡 嘉 敷 村	座 間 味 村	粟 国 村	渡 名 喜 村	南 大 東 村	北 大 東 村	久 米 島 町	八 重 瀬 町	南 部 管 内	※ 1	※ 2	合 計
飲 食 店	一般食堂・レストラン等	600	375	279	214	145	105	165	32	34	12	5	16	6	83	105				2,176
	仕出し屋・弁当屋	85	41	33	26	16	15	19	2	1			1		4	17				260
	旅館	3	2	1	8	1	1		7	42	4	2	1	1	13	0				86
	その他	738	403	209	183	104	194	153	14	28	4	1	12	7	66	94	436	227		2,873
菓子（パンを含む）製造業		179	133	95	99	63	26	43	5	5	5	2	8	3	40	59	18	14		797
乳処理業		1	1		1	1														4
特別牛乳さく取処理業																				0
乳製品製造業		3	7	2	3	1									1	1				18
集乳業																				0
魚介類販売業		53	62	21	38	15	9	10	2	4	2	2	4	2	19	20				263
魚介類競り売り営業		1	3		1		1								1	1				8
魚肉練り製品製造業		1	6	1							1				2					11
食品の冷凍又は冷蔵業		6	13	2		4									1	1				27
かん詰又はびん詰食品製造業		1	3	1	1		1						1							8
喫茶店営業		21	5	18	6	3	1	5					2		1	7	73	53		195
あん類製造業				1		1														2
アイスクリーム類製造業		15	12	13	6	1	3	5							1	2	2	2		62
乳類販売業																				0
食肉処理業		3			13	1		1							1	2				21
食肉販売業		51	44	27	30	19	8	20	2		3	1	3		11	20				239
食肉製品製造業		5	3	4			1	2							1	3				19
乳酸菌飲料製造業				1																1
食用油脂製造業		1			2	1														4
マーガリン又は ショートニング製造業																				0
みそ製造業		1	3	2	3	1	1	1	1		2				2	2				19
しょうゆ製造業			1	1																2
ソース類製造業		1	4	2	2	1	1								3					14
酒類製造業			4	2	3	3	1	1					1		3	1				19
豆腐製造業		4	8	7	3	6	1	3					1		1	1				35
納豆製造業						1														1
麺類製造業		10	7	8		4	2	3							2	1				37
そうざい類製造業		115	84	46	47	28	21	23	5	5	2	3	12	4	32	32				459
添加物製造業		1	3																	4
食品の放射線照射業																				0
清涼飲料水製造業		11	14	9	11	9	3	4							12	1				74
氷雪製造業		2	1			2				1					2	1				9
氷雪販売業																				0
調理機能を有する自動販売機（要許可）																				0
水産製品製造業		4	6	4	2			1	2						1					20
液卵製造業																				0
みそ又はしょうゆ製造業		2		2				1							1	3				9
複合型そうざい製造業			1																	1
冷凍食品製造業		5	3		1											1				10
複合型冷凍食品製造業																				0
漬物製造業		7	6	1	1	2	1	1	1	1			1		1	2				25
密封包装食品製造業		6	5	4	6	4	1		2	2			1		3	3				37
食品の小分け業		4	2	2				2								1				11
合計		1,940	1,265	798	710	437	397	463	75	123	35	16	64	23	308	381	529	296		7,860

※1 簡易営業または臨時営業

※2 自動車営業

営業許可業種の見直しでは、許可を要する業種が 34 業種から 32 業種に改正されており、表 2 に旧食品衛生法、表 3 に改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数を示す。新設された営業届出制度に基づく営業届出施設数は表 4 のとおりである。

表 2 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和5年度													
業 種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業件数 (年度中)	処分件数(年度中)						告発件数(年度中)		調査・監視指導施設数 (年 度 中)
		継続	新規		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無 許 可 営 業	その他	
一般食堂・ レストラン等	1,161			238									6
飲食店 営業													
仕出し屋・弁当屋	154			28									0
旅館	53			6									0
その他	1,425			363									39
菓子(パンを含む。)製造業	432			67									22
乳 処 理 業	1												0
特別牛乳さく取処理業													0
乳 製 品 製 造 業	12												0
集 乳 業													0
魚 介 類 販 売 業	160			24									2
魚 介 類 せ り 売 り 業	3			1									0
魚肉ねり製品製造業	11			1									0
食品の冷凍または冷蔵業	27			4									7
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記および下記以外)	8			2									0
喫茶店営業	195			95									0
(再掲)自動販売機				30									0
あ ん 類 製 造 業	2												0
アイスクリーム類製造業	49			2									0
食 肉 処 理 業	14												1
食 肉 販 売 業	158			19									1
食 肉 製 品 製 造 業	9			2									1
乳酸菌飲料製造業	1												0
食用油脂製造業				1									0
マーガリン又は ショートニング製造業													0
み そ 製 造 業	19			3									3
醬 油 製 造 業	2												0
ソ ー ス 類 製 造 業	14			4									0
酒 類 製 造 業	10												1
豆 腐 製 造 業	22			1									0
納 豆 製 造 業													0
め ん 類 製 造 業	18			2									2
そ う ざ い 製 造 業	226			26									11
添加物(法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。)製造業	3			1									0
食品の放射線照射業													0
清涼飲料水製造業	41			4									5
氷 雪 製 造 業	6												0
計	4,236	0	0	894	0	0	0	0	0	0	0	0	101

表3 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和5年度

業 種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃案件数 (年度中)	処分件数(年度中)							告発件数(年度中)		調査・監視指導施設数 (年 度 中)
		継続	新規		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無許可 営業	許可 営業	その他	
飲 食 店 営 業	2,602		964	56			2							1,267
調理の機能を有する自動販売機														0
食 肉 販 売 業	81		21											27
魚 介 類 販 売 業	103		23											37
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	5		2											4
集 乳 業														0
乳 処 理 業	3													0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業														0
食 肉 処 理 業	7		2											2
食 品 の 放 射 線 照 射 業														0
菓 子 製 造 業	365		132	7										131
アイスクリーム類製造業	13		4											8
乳 製 品 製 造 業	6		2											2
清 涼 飲 料 水 製 造 業	33		11											5
食 肉 製 品 製 造 業	10		4											3
水 産 製 品 製 造 業	20		9											11
水 雪 製 造 業	3													0
液 卵 製 造 業														0
食 用 油 脂 製 造 業	4		1											0
みそ又はしょうゆ製造業	9		5											3
酒 類 製 造 業	9		4											5
豆 腐 製 造 業	13		3											4
納 豆 製 造 業	1													0
麺 類 製 造 業	19		12											15
そ う ざ い 製 造 業	233		82	3										84
複合型そうざい製造業	1		1											0
冷 凍 食 品 製 造 業	10		6											5
複合型冷凍食品製造業														0
漬 物 製 造 業	25		12											13
密 封 包 装 食 品 製 造 業	37		15											12
食 品 の 小 分 け 業	11		8											10
添 加 物 製 造 業	1		1											1
計	3,624	0	1,324	66	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1,649

※法改正後に初めてなされる営業許可申請は継続であっても全て新規の許可申請として取り扱われる。

保健所では、食品に起因する危害の発生を未然に防止するため、「沖縄県監視指導計画」に基づき食品関係営業施設の監視指導を行っている。

また、営業者に対して食中毒予防策や HACCP に沿った衛生管理等に関する食品衛生講習会を開催し、自主管理体制の強化を図った。

さらに、食品表示の徹底を指導するとともに、（一社）沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食品衛生思想の普及啓発を推進している。

表 4 届出を要する食品関係営業施設

令和5年度

		営業施設数 (年度末現在)	処 分 件 数 (年 度 中)				告 発 件 数 (年度中)	監 視 指 導 施 設 数 (年度中)
			営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚 介 類 の み の 販 売 ）	225						1
	食肉販売業（包装済みの食肉 の み の 販 売 ）	264						2
	乳 類 販 売 業	541						1
	氷 雪 販 売 業	4						0
	コップ式自動販売機（自動洗 浄 ・ 屋 内 設 置 ）	319						0
販売業	弁 当 販 売 業	9						0
	野 菜 果 物 販 売 業	52						1
	米 穀 類 販 売 業	24						0
	通信販売・訪問販売による販売業	17						0
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	246						37
	百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	172						17
	自動販売機による販売業（コップ 式自動販売機（自動洗浄・屋内設 置）を除く。）	271						2
	その他の食料・飲料販売業	311						5
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13 条 第 1 項の規定により規格が定めら れた添加物の製造を除く。）	2						0
	い わ ゆ る 健 康 食 品 の 製 造 ・ 加 工 業	18						1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製 造を除く。）	38						0
	農産保存食料品製造・加工業	14						0
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	19						0
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	5						0
	精 穀 ・ 製 粉 業	5						0
	製 茶 業	7						0
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	20						1
	卵 選 別 包 装 業	6						0
	その他の食料品製造・加工業	170						7
上記以外のもの（改正法に よる改正後の 法第68 条第 3 項において 準用されるも のを含む。）	行 商	20						1
	集 団 給 食 施 設	273						15
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具 又は容器包装の製造、加工 に限る。）	6						0
	露店、仮設店舗等における飲食 の提供のうち、営業と みなされないもの	3						0
	そ の 他	12						1
計		3,073						92

「沖縄県監視指導計画」に基づき残留農薬検査、放射性物質検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、食品の食中毒菌汚染実態調査並びに食中毒調査のため収去を行った。食品等の収去試験結果は表5のとおりである。

検査の結果、食品の食中毒菌汚染実態調査にて収去した弁当類から黄色ブドウ球菌が検出されたため、食品関係営業施設へ立入調査を実施し、衛生指導を行った。

表 5 食品等の収去試験結果

令和5年度

	収去したもの (実数)	試験した場所			不良 検体 数	不良理由 (延 数)							暫定的規 制値の定 められて いるもの の試験し た収去 検体 (実数)
		保健 所	地方衛 生 研究 所	その他		大腸菌 群	異物	添加 物使用 基準	法定 外添加 物	残留 農薬基 準	残留 動物用 医薬品	その他	
魚 介 類	1		1										
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品												
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品												
	凍結直前未加熱の加熱 後摂取冷凍食品												
	生食用冷凍鮮魚介類												
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)													
肉卵類及びその加工品	3			3									
乳 製 品													
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、 マーガリンを含む。)													
アイスクリーム類・氷菓													
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)													
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	8		8										
菓 子 類													
清 涼 飲 料 水													
酒 精 飲 料													
氷 雪													
水													
かん詰 ・ びん詰食品													
そ の 他 の 食 品	76	75	5		1							8	
添加物及びその製剤													
器具及び容器包装													
お も ち ゃ													
計	88	75	14	3	1							8	

(2) 食中毒予防対策

令和5年度は食中毒が8件発生し、5件が飲食店を原因施設とするカンピロバクター食中毒であった。営業者へ焼き鳥等の食肉は中心部まで十分に加熱すること、手洗いや適切な食品の取扱いについて指導するとともに、加熱工程の検証について普及啓発を図り、食中毒の未然防止に努めるよう監視指導が必要である。

表 6 食中毒発生状況

令和5年度

	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	R5. 5. 13	自宅	2	2	加熱不十分な鴨肉または鶏肉	カンピロバクター属菌	飲食店
2	R5. 6. 3	自宅	1	1	熊肉	旋毛虫	家庭
3	R5. 6. 23	自宅	6	2	令和5年6月20日に原因施設で提供された食品	カンピロバクター属菌	飲食店
4	R5. 7. 27	自宅	5	1	バラハタ (推定)	シガトキシン	その他
5	R5. 8. 21	自宅	4	3	令和5年8月18日(金)に原因施設で調理提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
6	R5. 9. 25	自宅	不明	3	不明	サルモネラ属菌	不明
7	R6. 12. 31	自宅	4	4	令和5年12月29日に原因施設で調理された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
8	R6. 2. 28	自宅等	729	30	2月28日, 29日、3月4日～8日、10日に 原因施設で調理提供された食品	黄色ブドウ球菌	飲食店

(3) と畜検査等

ア と畜検査実施状況（令和5年度）

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分状況を表1に示す。

表1 と畜検査実施状況

令和5年度

			合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豚	と畜	開場日数	61	4	4	4	4	4	4	6	7	10	4	5	5
		検査員数	62	5	4	4	4	4	4	6	7	10	4	5	5
		嘱託獣医師	0												
	と畜	頭数	66	2	6	1	4	3	6	5	3	26		9	1
		開場日数	25	1	2	1	3	1	3	3	2	5		3	1
		禁止	0												
	と畜	全廃	0												
		処分実頭数	61	2	6	1	4	3	5	5	3	23		8	1
		疾病別頭数	74	2	6	1	6	4	5	5	3	27		14	1
	一部廃棄	一部廃棄総数	167	8	19	2	14	9	16	12	6	54		23	4
		胸膜炎	4											3	1
		肺炎その他型	30	1	6		2	3	4	2	2	9		1	
		心外膜炎	2	2											
		肝包膜炎	6		2					2		2			
		肝寄生虫肝炎	39	1	4	1	3	3	5	1	1	11		8	1
		腸	1									1			
		腸炎	18		1		4	1	2	2		6		2	
		腹膜炎	33	2	4	1		2	3	3	3	11		3	1
		腎炎他	19	2	2		3		1	2		7		1	1
		腎嚢胞	3											3	
		その他の	12				2		1			7		2	
山羊（綿羊を含む）	と畜	開場日数	113	13	3	14	9	7	10	20	10	14	2	2	9
		検査員数	41	4	2	4	3	3	3	6	3	4	2	2	5
		禁止	0												
	と畜	全廃	0												
		処分実頭数	78	6	3	10	8	4	6	17	4	10	1	2	7
		疾病別頭数	96	6	5	10	8	6	9	18	7	13	2	3	9
	一部廃棄	一部廃棄総数	119	6	6	12	11	7	12	28	7	14	2	4	10
		胸膜炎	1									1			
		肺炎その他型	4			1		1				1			1
		心外膜炎	3	1	1		1								
		心内膜炎	0												
		肝包膜炎	3		1	1								1	
		肝	3			1	1		1						
		腎炎他	45	4	2	8	5	3	4	7	3	4		2	3
		腎嚢胞	1									1			
		脾	26	1	2	1	2	1	2	6	3	3	1	1	3
		腸	10				2		1	7					
		腹膜炎	1						1						
		その他の	22					2	3	8	1	4	1		3
牛（とくを含む）	と畜	開場日数	9					1			3	2	2	1	
		検査員数	9					1			3	2	2	1	
		禁止	0												
	と畜	全廃	0												
		処分実頭数	8					1			3	2	1	1	
		疾病別頭数	10					1			3	3	2	1	
	一部廃棄	一部廃棄総数	15					1			7	3	3	1	
		胸膜炎	1									1			
		その他肺炎	2								1	1			
		心外膜炎	0												
		肝包膜炎	3								2		1		
		肝	0												
		嚢胞腎	2									1		1	
		腎炎他	3								2		1		
		腹膜炎	1								1				
		その他の	3					1			1		1		

イ 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和５年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表２に示す。

表２ 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和５年度

処理場名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
久米島赤鶏牧場	確認羽数	431	524	490	79					606	560	537	767	3,994
	廃棄羽数													
	全部廃棄	3								2			1	6
久米島高等学校	確認羽数			100				150			50	48		348
	廃棄羽数										3	2		5
	一部廃棄			1										1

全部廃棄：と体、内臓すべての廃棄

一部廃棄：内臓等一部の廃棄

ウ と畜場及び認定小規模食鳥処理場の概要

表３ と畜場・食鳥処理場の概要

	と畜場	認定小規模食鳥処理場	認定小規模食鳥処理場
名 称	久米島と畜場	久米島赤鶏牧場	沖縄県立久米島高等学校
代 表 者	久米島町長	山城和満	学校長
所 在 地	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7	久米島町字嘉手苅7 2 7
電 話 番 号	0 9 8 - 9 8 5 - 3 0 9 4	0 9 8 - 9 8 5 - 2 3 7 9	0 9 8 - 9 8 5 - 2 2 3 3
許 可 年 月 日	昭和56年11月12日	平成18年6月28日	令和元年5月22日
許 可 番 号	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号	沖縄県指令福第167号
検 印 番 号	7		
使 用 水	上水道水	上水道水	上水道水
処 理 獣 畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鶏	鶏
1 日 の 処 理 能 力	大動物1頭、小動物17頭	150羽	50羽

表４ と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜 種	使 用 料	解 体 料	検 査 手 数 料
牛・馬	2,500	1,200	600
豚・とく・こま	1,100	900	300
山羊・綿羊	200	200	200

3 医事・薬事

(1) 医事

ア 管内の病院、診療所

令和6年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ28件、415件となっている。

表1 市町村別病院・診療所施設数

令和6年3月31日現在

	病院	診療所						合計
		一般			歯科			
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦 添 市	7	36	44	80	42	15	57	144
糸 満 市	5	8	22	30	14	4	18	53
豊 見 城 市	4	13	31	44	17	6	23	71
南 城 市	1	5	12	17	10	2	12	30
西 原 町	2	9	13	22	8	1	9	33
与 那 原 町	1	3	6	9	4	2	6	16
南 風 原 町	6	11	20	31	9	7	16	53
久 米 島 町	1	1	2	3	1	1	2	6
八 重 瀬 町	1	6	8	14	7	2	9	24
渡 嘉 敷 村			1	1	1		1	2
座 間 味 村			2	2				2
粟 国 村			2	2		1	1	3
渡 名 喜 村			1	1		1	1	2
南 大 東 村			1	1		1	1	2
北 大 東 村			1	1		1	1	2
合 計	28	92	166	258	113	44	157	443

【備考】 診療所については、個人、法人別に計上してある。

イ 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は328件となっている。

表2 市町村別施術所数

令和6年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	71	26	20	21	15	11	24	4	16							208
柔道整復師法	44	13	22	7	6	10	10		7					1		120
合計	115	39	42	28	21	21	34	4	23	0	0	0	0	1	0	328件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律により、出張専門の届け出をした者が86人いる。

(2) 薬事

ア 管内の薬局開設件数等

令和6年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局165件、店舗販売業76件などとなっている。

表3 市町村別薬事関係許可業態数

令和6年3月31日現在

	浦 添 市	糸 満 市	豊 見 城 市	南 城 市	西 原 町	与 那 原 町	南 風 原 町	久 米 島 町	八 重 瀬 町	渡 嘉 敷 村	座 間 味 村	栗 国 村	渡 名 喜 村	南 大 東 村	北 大 東 村	那 覇 市	県 外	合 計
薬 局	51	20	27	8	18	8	19	2	11					1				165
薬局製剤製造販売業	3	1			4	1	3		1									13
薬 局 製 剤 製 造 業	3	1			4	1	3		1									13
店 舗 販 売 業	19	10	14	8	3	6	9	3	3		1							76
配 置 販 売 業	5	3	1	1	1		1		3							6	5	26
卸 売 販 売 業	21	7	11		1	2	8											50
特 例 販 売 業				1						1	1	1		1	1			6
合 計	102	42	53	18	31	18	43	5	19	1	2	1	0	2	1	6	5	349

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

イ 管内の毒物劇物営業登録件数

令和6年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は115件となっている。

表4 市町村別毒物劇物販売業登録業態数

令和6年3月31日現在

	浦 添 市	糸 満 市	豊 見 城 市	南 城 市	西 原 町	与 那 原 町	南 風 原 町	久 米 島 町	八 重 瀬 町	渡 嘉 敷 村	座 間 味 村	栗 国 村	渡 名 喜 村	南 大 東 村	北 大 東 村	合 計
一 般	34	15	9	4	8	4	12	1	4							91
農 業 用 品 目	1	3	3	5	1		1	1	3			1		1	1	21
特 定 品 目	1	2														3
合 計	36	20	12	9	9	4	13	2	7	0	0	1	0	1	1	115